

(犬、猫のふんの処理)

第9条 市民等は、犬又は猫を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条に掲げる場所を犬又は猫のふんにより汚さないこと。
- (2) 犬を散歩させるときは、ふんを処理するための容器等を携行し、ふんをしたときは直ちに処理すること。